

都城市消費生活センター

消費生活センターは暮らしの中の様々なトラブル相談を受け付けています。
お気軽にご相談ください。来訪でのご相談を希望される方は関係書類が必要な場合がありますので事前にお電話をください。



電話

○消費生活【相談専用電話 **0986-23-7154**】

電話相談、面接相談(面接の場合は要予約)
相談日:月～金曜日(祝日、年末年始は除く)
相談時間:9:00～16:00

○無料法律相談(要予約)

開催日:毎月第4金曜日(13:00～16:00)

<相談にあたっての留意事項>

- ・当窓口は一般消費者から寄せられた契約トラブルなど消費生活全般に関することについてトラブル解決のための助言や情報提供、あっせんを行います。事業者の信用調査・指導・処分などは行っていません。
- ・来訪される前には連絡を下さい。



来訪

消費生活出前講座



消費生活に関する無料の出前講座も行っております。
職場内の研修、高齢者クラブ、地域の集まりなどの際はご活用下さい。講座のお申し込みや内容につきましては**0986-23-2121**までお問合せ下さい。

メールで消費生活相談の予約ができます！

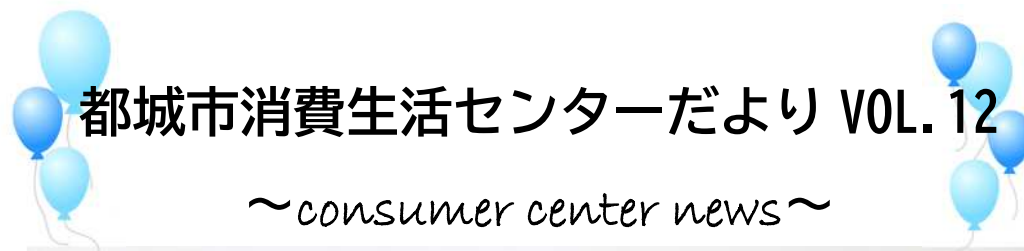
相談予約フォーム



メールで面接相談の予約・変更・キャンセルができます。

※相談を行うものではありません。

また、相談予約フォームからは無料法律相談の予約はできません。



都城市消費生活センターだより VOL. 12

～consumer center news～

暮らしに役立つ情報です。
ちょっと読んでみませんか？



【今回の特集①】 **5月は消費者月間**
全国統一テーマ

「デジタルで快適、消費生活術～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～」

【インターネットをきっかけとしたトラブル事例】

- ① 不審なSMSにご用心！
- ② お試しだと思ったら…通信販売の定期購入トラブル

【消費生活センターの啓発活動】

・市役所一階の市民サロンで消費生活に関するパネルの展示を行いました

【暮らしに役立つ情報】

・都城市消費生活センターが移転しました！

【今回の特集】 5月は消費者月間

全国統一テーマ

デジタルで快適、消費生活術～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～



メッセージ



ネットショッピング

近年インターネットの普及やデジタル化が急速に進み、私たちの生活は便利で楽しいものになりました。しかし、その一方でインターネット、デジタル化に伴う消費者トラブルも増加しています。より豊かな消費生活を営むために消費生活センターから情報発信をしていきたいと思っています。

【インターネットをきっかけとしたトラブル事例】

不審な SMS にご用心！

身に覚えのない「携帯電話利用料金の未払いがあります」という内容の SMS が携帯電話に届いた。「期日までに連絡をしないと法的手段に訴える」と書いてある。どうすればよいか。



利用した覚えのない料金をメールや SMS で請求されるという相談が増えていきます。覚えがなければ連絡せず、消費生活センターへ相談してください。

お試しだと思ったら… 定期購入トラブル

インターネットで「初回 300 円」という広告を見て健康食品を注文した。商品が届き、効果がなかったので解約を申し出ると「4 回の定期購入になっているので 4 回受け取らないと解約できない」と言われた。



商品を注文する際には「初回〇〇円」という価格表示だけでなく、購入の条件も確認しましょう。困った時は消費生活センターへ相談してください。

【消費生活センターの啓発活動】



市役所一階の市民サロンで消費生活に関するパネルの展示を行いました。

令和 5 年5月12 日(金)～31日(水)の期間、市民サロンにて消費生活に関するポスターの掲示、資料の展示等を行い、市民の皆様への注意喚起を行いました。



消費生活に関するアンケートの実施、消費生活トラブルへの対応策を募集しました。

- アンケート回答者数・・・54名
- 消費生活トラブルへの対応策への回答者数・・・15名

ご協力ありがとうございました。

【暮らしに役立つ情報】

都城市消費生活センターと男女共同参画センターが移転しました！

都城市消費生活センターと男女共同参画センターは、都城市役所本館2階で相談業務を行っていましたが、令和 5 年 4 月より都城市役所北別館(旧商工会館)2 階へ移転いたしました。

